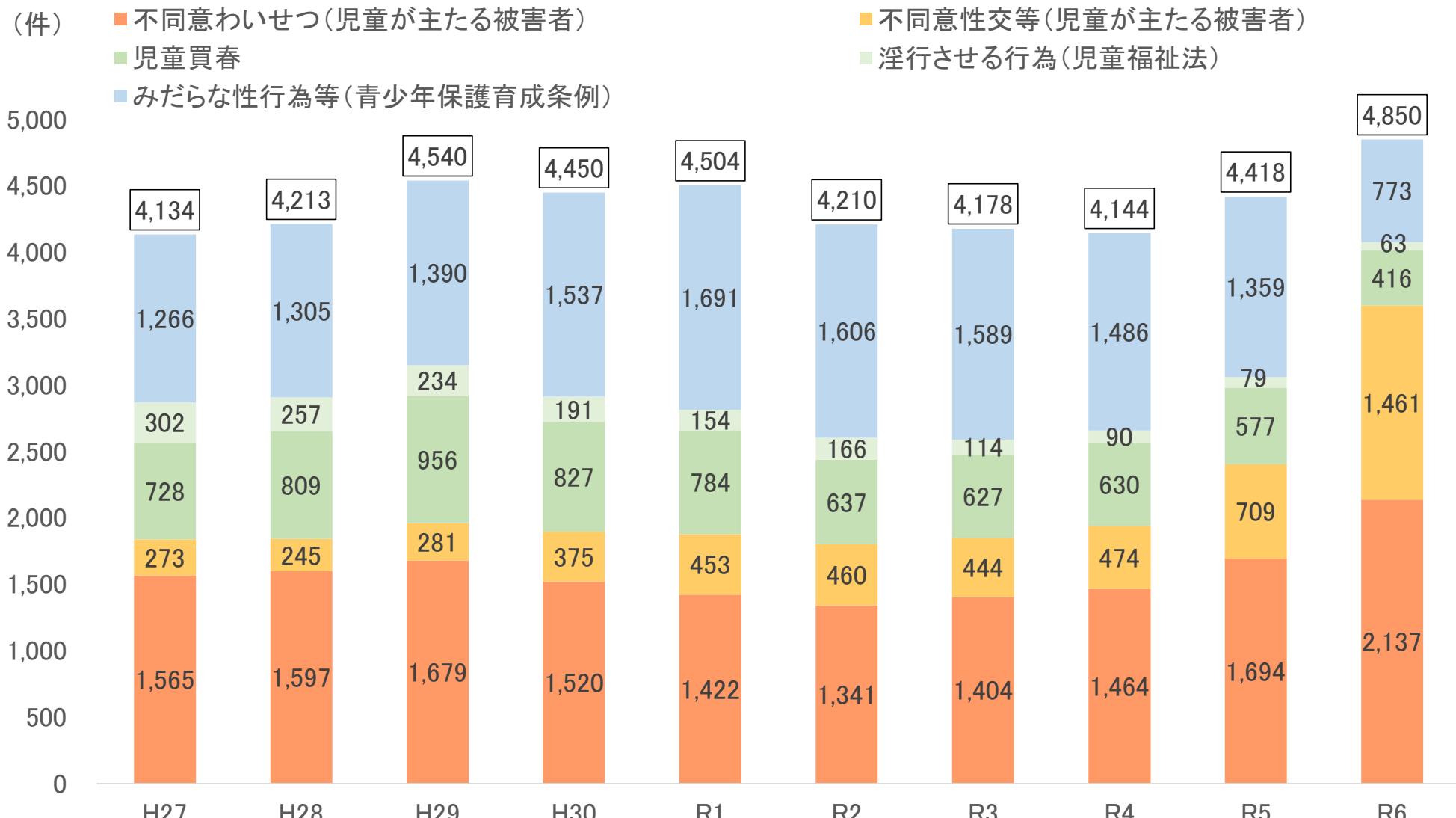


児童ポルノ事犯等の現状

警察庁説明資料

【児童買春事犯等】 捜挙件数の推移

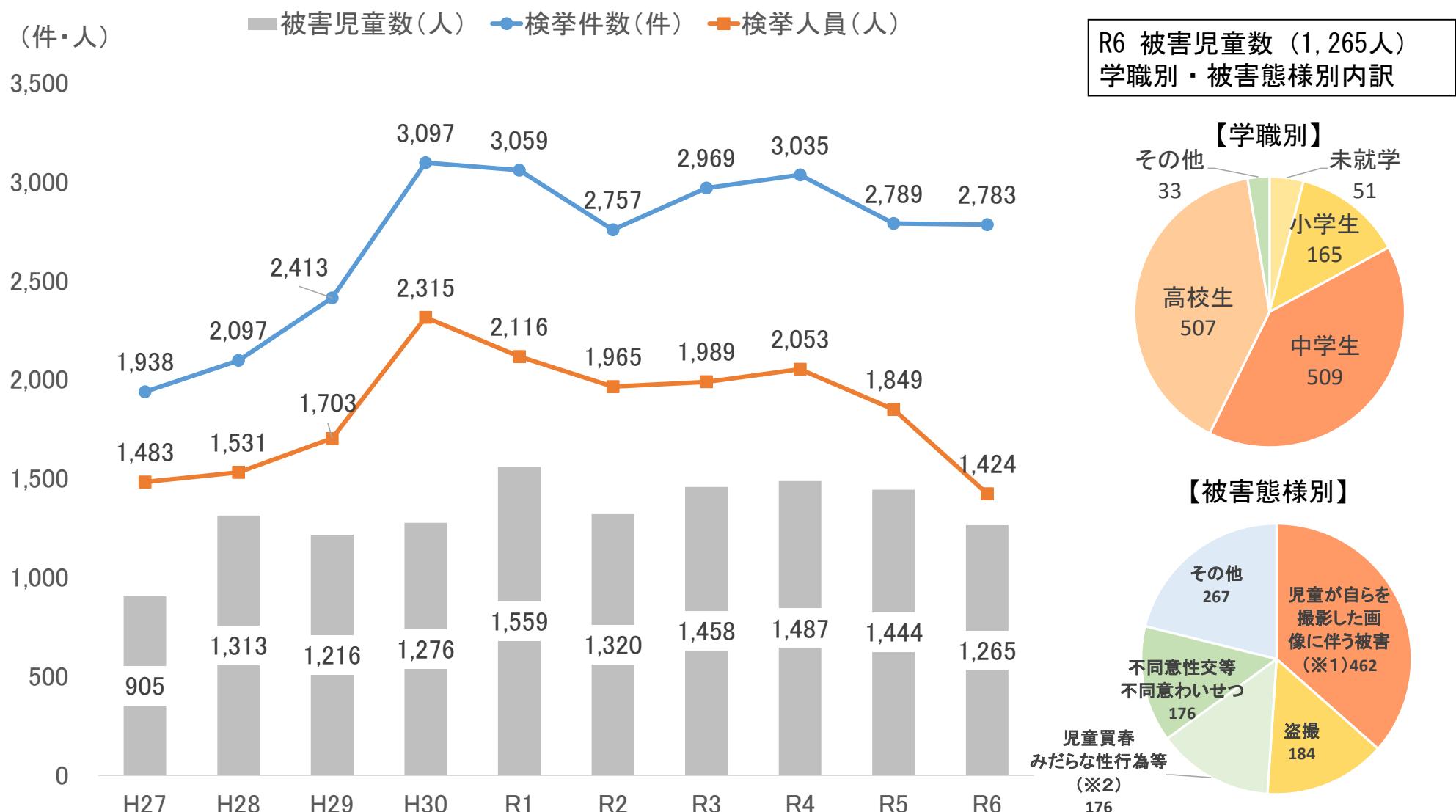
※「子供」、「児童」とは18歳未満の者



※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。
 ※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが近年増加傾向にあり、その結果、令和6年は2年連続増加し、過去10年で最多

【児童ポルノ事犯】 検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害
 ※2 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪

令和6年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、2年連続減少したが、引き続き高水準

【児童ポルノ事犯】年代別検挙人員の推移

(人)

2,500

2,000

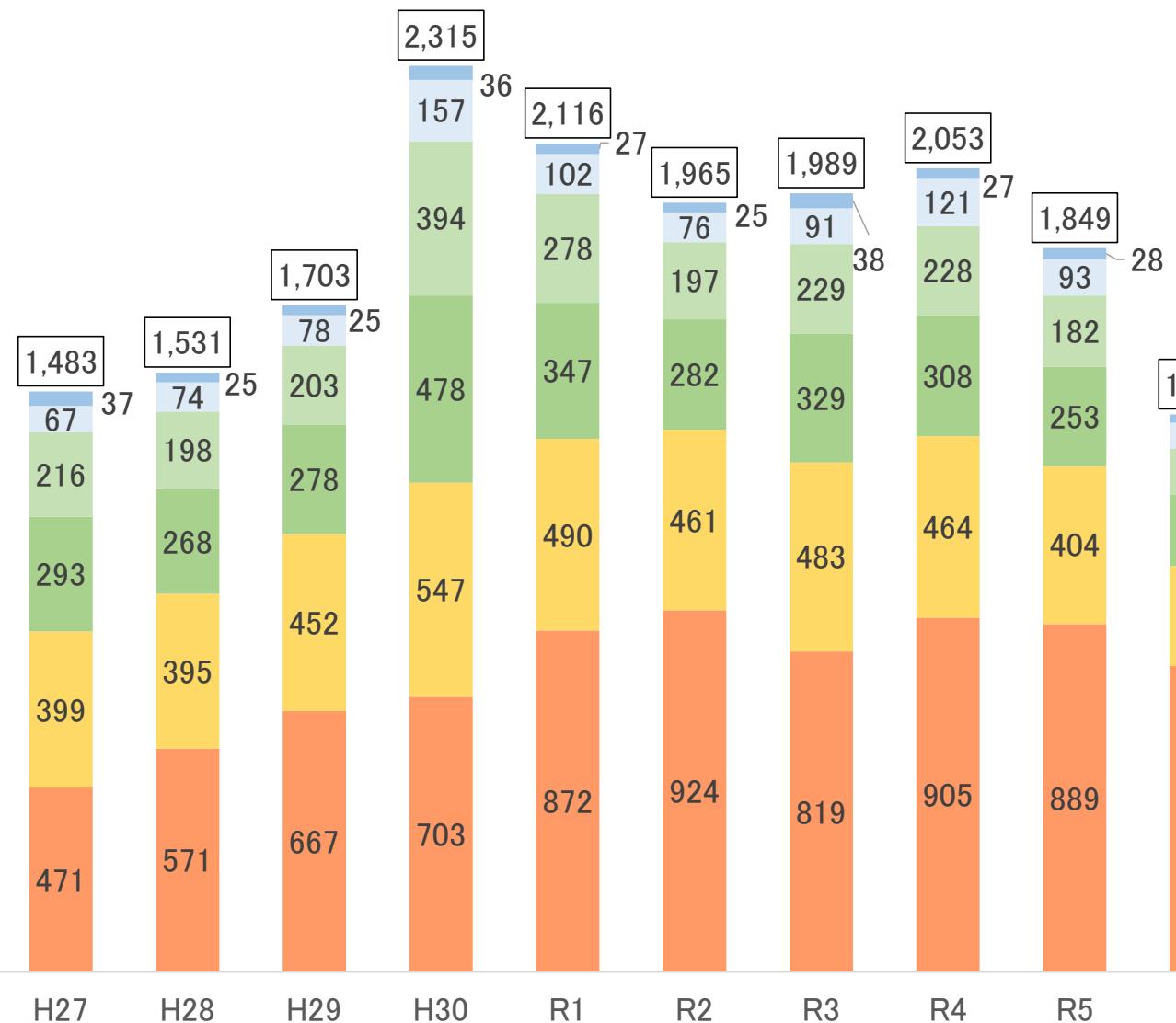
1,500

1,000

500

0

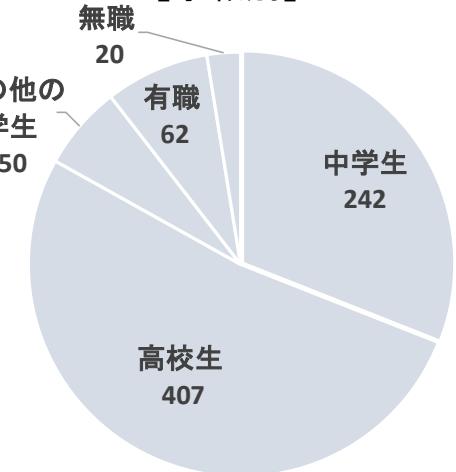
■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代以上



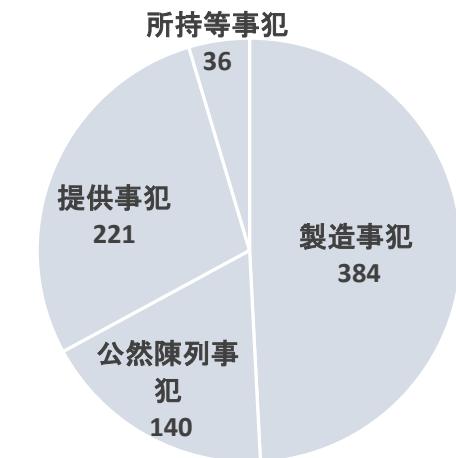
R6 10代検挙人員(781人)

学職別・違反態様別内訳

【学職別】



【違反態様別】



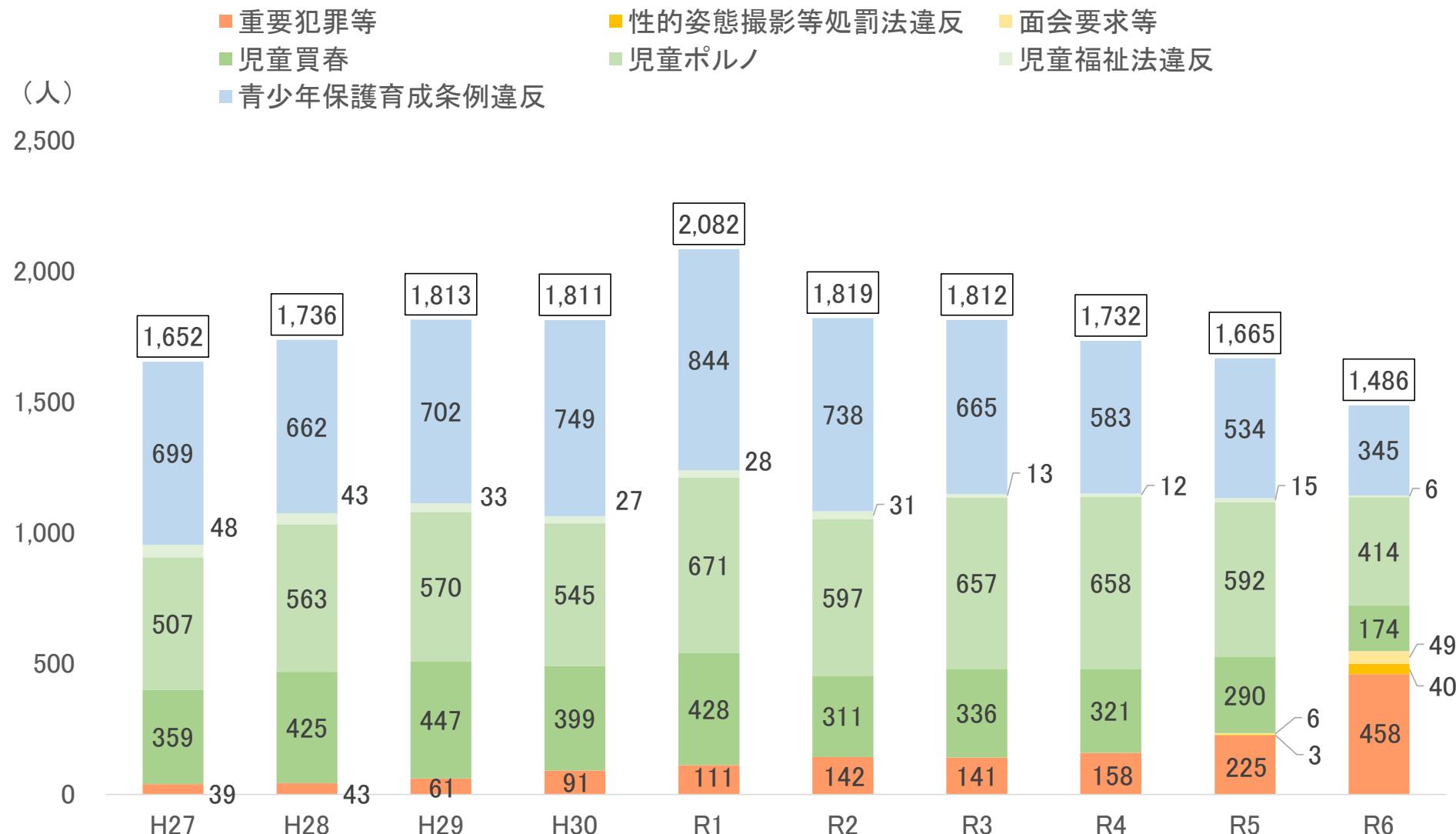
令和6年における児童ポルノ事犯の年代別検挙人員は、過去10年で増加が目立った10代の検挙人員を含め、いずれの年代も前年から減少

【改正刑法等】令和6年における面会要求等及び20歳未満の被害者に係る
性的姿態撮影等処罰法違反の検挙件数・検挙人員・被害者数

罪名	検挙件数	検挙人員	被害者数
16歳未満に対する面会要求等	134	56	82
わいせつ目的面会要求	34	17	24
わいせつ目的面会	25	11	14
映像送信要求	75	28	44
性的姿態撮影等処罰法違反 (20歳未満の被害者に係るもの)	3,201	2,064	2,902
性的姿態等撮影	3,132	2,043	2,885
対象性的姿態等の撮影(ひそかに)	2,750	1,962	2,452
対象性的姿態等の撮影(不同意)	51	14	49
対象性的姿態等の撮影(誤信)	3	1	2
16歳未満の者に対する性的姿態等の撮影	328	66	382
その他提供等	69	21	17

実際の性犯罪に至る前の段階の行為を処罰するため令和5年に新設された刑法規定（16歳未満に対する面会要求等）を適用して134件検挙。性的姿態撮影等処罰法違反は、3,201件検挙

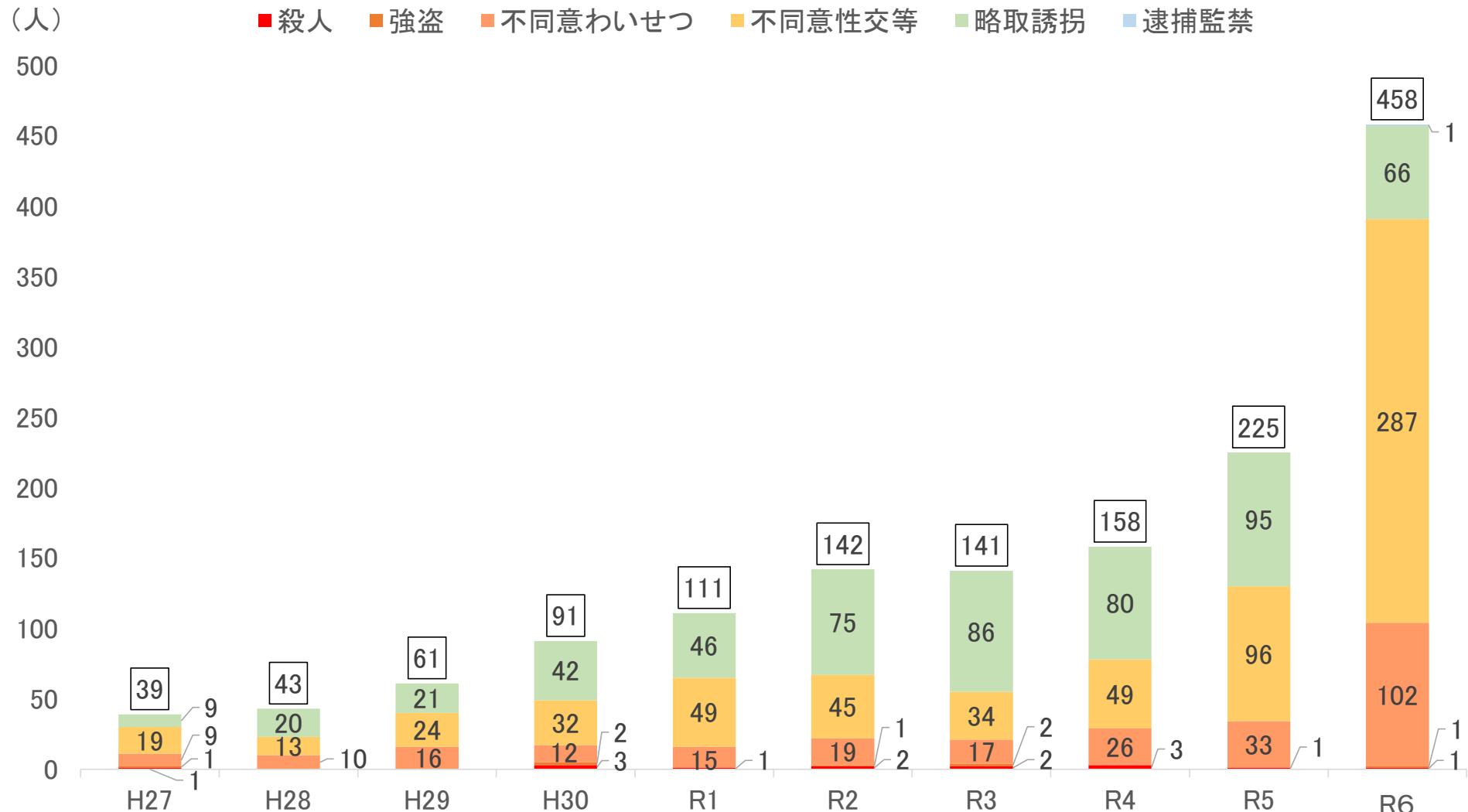
【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、罪種別では、青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

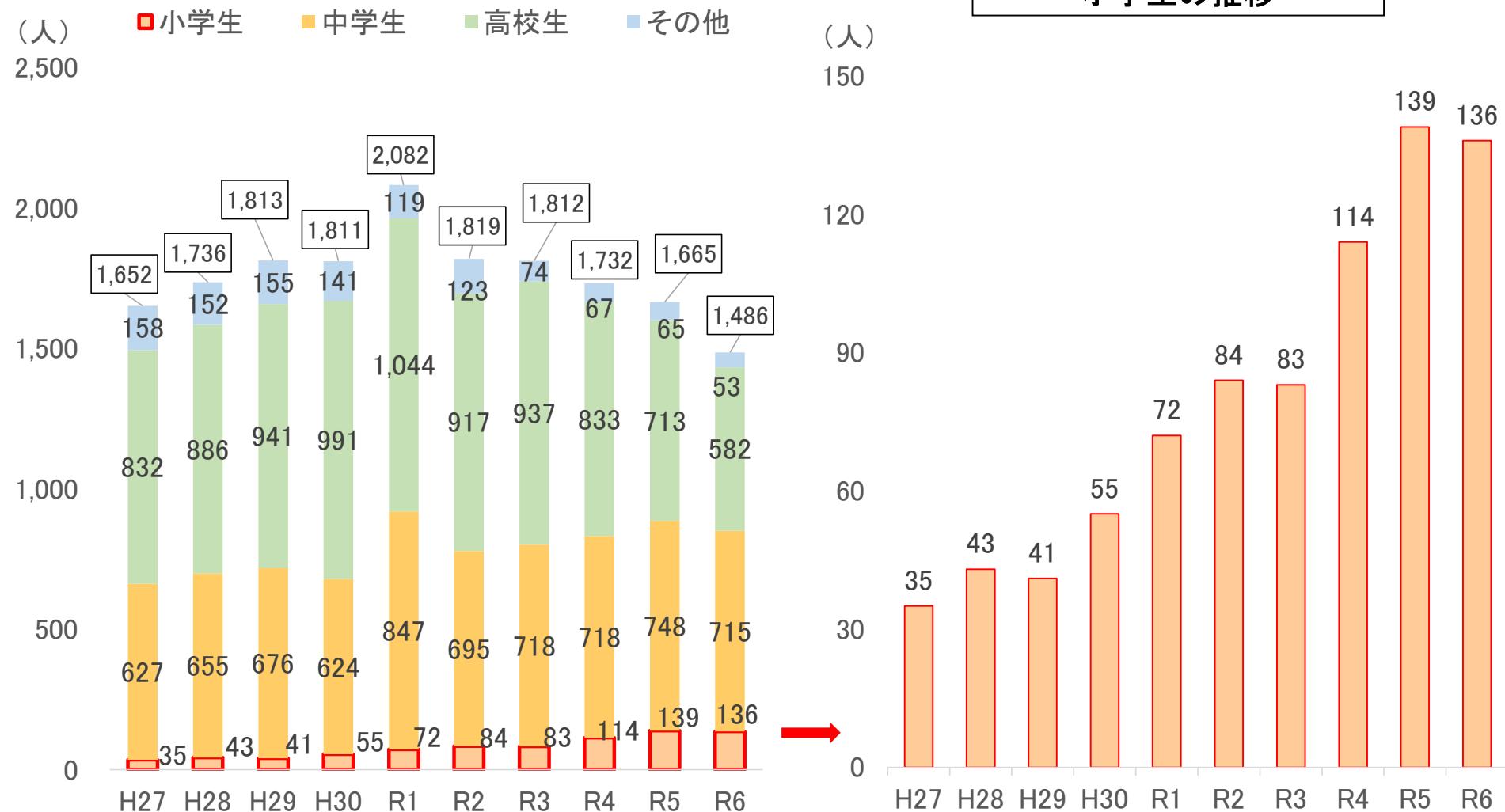
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数のうち重要犯罪等は、不同意性交等、不同意わいせつ及び略取誘拐が大半

【SNSに起因する事犯】学職別被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

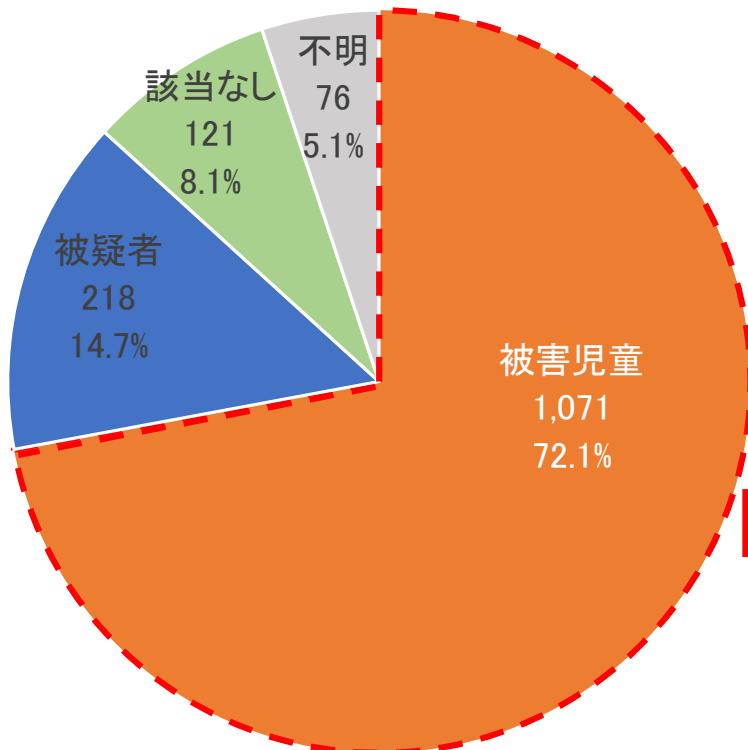
※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

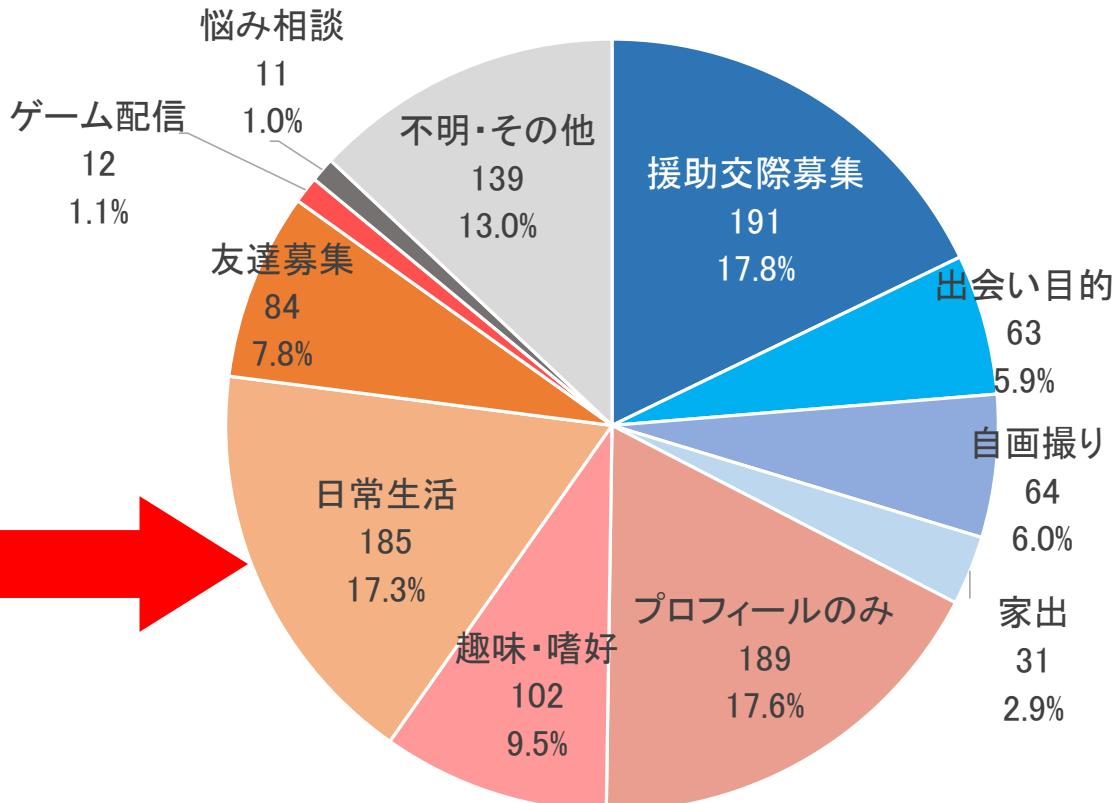
SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から5年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移。学職別では、令和6年における小学生の被害児童数は、平成27年に比べて3倍以上に増加

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童（1,071人）の投稿内容の内訳



※ 「該当なし」とは、ランダム通話等

※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和6年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約7割。その投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが約半数

子供の性被害防止に向けた取組

■ 業界団体や事業者との連携

- (一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構(SMAJ)と連携し、SNS事業者における自主的取組への支援
- 一般ホテル・旅館、ラブホテル等に対する注意喚起や再発防止に向けた指導
- オンラインゲームに起因する被害リスクの周知と事業者における取組等の協力要請



■ SNS上の不適切な書込

- 児童買春の相手方を求める児童や家出を企図する児童に宿泊先の提供を持ち掛ける誘因者などSNS上で不適切な投稿を行う者に対する注意喚起・警告メッセージの発信



注意喚起・警告メッセージ

■ 国際連携

- オンライン上の児童の性的搾取事犯への的確な対処に向けた外国機関等との連携強化



子供の性被害防止セミナー



国際協同オペレーション